

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

各務原市長

市町村名 (市町村コード)	各務原市 (212130)
地域名 (地域内農業集落名)	鵜沼地区 (川崎、三ツ池、各務原、羽場、西町、東町、山崎、宝積寺、南町、古市場、小伊木、大伊木、朝日)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月12日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

※

70歳以上の農業者の耕作面積の51.2%について、後継者が未定、又は不明であり、後継者不足がうかがえる。畑作地については法人や人参加会等の人参生産者の耕作が期待できるが、夏期の気温高騰や大雨等、異常気象が農業者の営農意欲を減退させている。また、西町や東町等の水田については、現在耕作している営農組合が将来的に規模縮小の意向で、新たな農地の受け手の確保が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

※

農地利用について、中心経営体である地域の認定農業者に集約を促すほか、入作を希望する法人や認定新規就農者の受入れも促進することにより対応していく。
にんじんを中心とした露地野菜、施設野菜を主要作目として取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	200 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	200 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域の区域内にある農地で、農業上の利用が行われる区域とする。
なお以下の農地における営農型太陽光発電事業の実施について、協議の場(令和7年2月12日開催)において、地域計画の区域内の農地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことを確認した。

- ・各務原市鵜沼小伊木町3丁目185番、186番、187番、188番 計2,340㎡ 別添地図①
- ・各務原市鵜沼小伊木町3丁目194番、195番1、197番 計1,313㎡ 別添地図②
- ・各務原市鵜沼各務原町9丁目239番1、239番2、240番 計6,184㎡ 別添地図③
- ・各務原市鵜沼真名越町1丁目50番 767㎡ 別添地図④
- ・各務原市鵜沼大伊木町5丁目171番 926㎡ 別添地図⑤

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針	※
中心経営体である地域の認定農業者に集約を促すほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れも促進することにより対応していく。	
(2)農地中間管理機構の活用方針	※
・担い手の経営意向を考慮しながら、地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、段階的に集約化を進める。鵜沼真名越町・鵜沼西町を重点的に、農地所有者へ5年以上の貸付を推奨しながら活用していく。 ・中心経営体が病気や高齢化などで営農の継続が困難になった場合は、JAをはじめとする関係諸機関と連携し、農地の一時保安全管理や新規就農者への貸し付けなど、機構を通じた貸付を進めていく。	
(3)基盤整備事業への取組方針	※
将来の担い手の負担軽減を目的に、農地の集積・集約化を図るため、地域の合意形成を前提として、農業基盤整備を検討していく。	
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針	
・施設園芸を中心とした新規就農者を積極的に受け入れる。 ・人参部会はリタイアする農業者の農地の受け手を部会員の中でマッチングさせる。特に若手経営者を中心に経営拡大を図り、法人化を進めていく。 ・定年帰農者について、後継者となるよう働きかけていく。	
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針	
農作業委託の希望に応じられるよう、農業支援サービス事業者等の情報については、地域で積極的に共有する。	

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

③生産性の向上や省力化のため、国・県の補助金を積極的に活用しながら推進する。
 ⑨耕畜連携のため、飼料や堆肥の需給にかかる、需要者と供給者間の情報共有や連携を一層進める。
 ⑩各務原市の特産品である人参について、JAぎふ・各務原市商工会議所・東海学院大学・市の連携協定に基づいた「ブランド推進連絡協議会」による啓発など、イベント事業を通じて、需要喚起に取り組む。